

70歳までの雇用機会の確保のために ～改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました～

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

これまでの高年齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保（義務）～

○60歳未満の定年禁止

事業主が定年を定める場合は、定年年齢を60歳以上としなければならない。

○65歳までの雇用確保措置

定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

- ①65歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）を導入
継続雇用制度の適用者は原則として希望者全員

※対象事業主：当該労働者を60歳まで雇用していた事業主



改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる努力義務を新設。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※対象事業主：当該労働者を60歳まで雇用していた事業主

令和3年度

高知市男女共同参画推進企業

を表彰しました

高知市では、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市内の事業者、法人、各種団体を毎年表彰しています。今年も8社が受賞となり、8月2日に表彰式が行われました。

各社とも育児・介護休業制度の充実やワークライフバランスの推進、女性活躍を支援する取組、健康支援等の働きやすい職場づくりなど、それぞれの特色を活かした男女共同参画の取組を行なっています。



- ★令和3年度受賞者★
- 株式会社アルゴ
 - 啓大建設有限会社
 - 株式会社高知自動車協会
 - 須工ときわ株式会社
 - 大旺新洋株式会社
 - 株式会社日東水道
 - 社会福祉法人ファミリーユ高知
 - 学校法人龍馬学園
- (50音順・敬称略)

これまでの表彰結果など、詳しくは人権同和・男女共同参画課のWebサイトをご覧ください。

お問い合わせ先
高知市人権同和・男女共同参画課
TEL 088-823-9913



講座のお知らせ

中小企業大学校 四国キャンパス

現場改善の基本を身に付ける！

現場改善活動に取り組むことは従業員が効率的に働くことにつながり、企業利益の改善に結び付くととても大切なことです。5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の視点で現場でのムリ・ムダ・ムラを発見・改善・定着する手順を学びます。

11/12(金)

2日間講座

11/26(金)

高知県工業技術センター2階 研修室

対象 経営者、製造部門管理者等

定員 20名

受講 22,000円（税込）

講師 山根経営システム研究所
山根 和男 氏



詳細はこちらから



中小企業基盤整備機構 四国本部 TEL 087-811-1752 FAX 087-811-3070